

平成24年 第1回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成24年3月8日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成24年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第2 議案第2号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第3号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第4号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第5号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第6号 平成24年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成24年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町公共施設等設備基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町防災まちづくり基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町放課後児童クラブ室条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いて

- 日程第26 議案第26号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いて

- 日程第34 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第35 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について

(追加分)

- 日程第43 発議第1号 航空自衛隊築城基地所属のF-2戦闘機機外タンク落下事故に関する抗議と再発防止を求める決議(案)について
- 日程第44 発議第2号 航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決議(案)について
- 日程第45 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について
- 日程第46 意見書案第2号 子ども・子育て新システムに関する意見書(案)について
- 日程第47 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

- 日程第2 議案第2号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第3号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第4号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第5号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第6号 平成24年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成24年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町防災まちづくり基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町放課後児童クラブ室条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議案第27号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第34 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第35 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(追加分)
- 日程第43 発議第1号 航空自衛隊築城基地所属のF-2戦闘機機外タンク落下事故に関する  
抗議と再発防止を求める決議(案)について
- 日程第44 発議第2号 航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決  
議(案)について
- 日程第45 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意  
見書(案)について
- 日程第46 意見書案第2号 子ども・子育て新システムに関する意見書(案)について
- 日程第47 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書

出席議員(16名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 有永 義正君 |

7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	神 宗紀君		
会計管理者兼会計課長 .....			川崎 道雄君
総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長心得 .....	金井 泉君	上水道課長 .....	加來 泰君
下水道課長 .....	古田 和由君	総合管理課長 .....	吉田 一三君
環境課長 .....	永野 隆信君	農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君
商工課長 .....	久保 和明君	学校教育課長 .....	田中 哲君
生涯学習課長 .....	田原 泰之君	監査事務局長 .....	石川 武巳君

午前10時00分開議

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

## 日程第1．議案第1号

議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第1号平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 1点お聞きしたいと思います。15ページの農林水産業費の農業費なんですけど、この中に強い農業づくり交付金というのがあります。この強い農業づくり交付金というのはどういうものかということちょっと調べたところ、JA農協のほうに色彩選別機、米の品質を上げるために、虫に食われたり品物が悪いというか、そういうのを1粒1粒を色で分けてそういうものを除けていくという選別機を入れるというふうになっているようです。

この3,250万という予算なんですけど、当初、JAの計画だろうと思いますが、この事業費総額が4,300万円で、国庫補助金、国からの補助金として2,067万円ほどを計画している。自己資金で2,200万円の自己資金ということで計画をされてたみたいです。

ここでちょっと疑問が出てきたのが、10ページの先ほどの強い農業づくり交付金で、国から県を介してなんでしようけど2,450万、JAの当初の計画が2,067万円で約ここで400万ほど国庫補助金がふえております。自己資金が減ったということになるんだらうと思うんですけど、この2,450万円が国から入ってくる、県から入ってくるにもかからわず、もう一度15ページに戻っていただきたいんですが、15ページの特定財源の内訳で1,450万円が国・県の支出金になってます。2,450万円が1,450万になっている。その横に地方債ということで1,800万円、結局これは町が負担ということになってくると、JAの自己負担というのがかなり圧縮されている状況になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、この金額のずれ、国庫補助金が最初の計画と変わってきた。なおかつ国庫補助金とその内容の金額のずれ、この内容についてちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 産業課長、中野君。

産業課長（中野 誠一君） 産業課、中野です。武道議員の質問にお答えいたします。

当初は事業費が4,900万円でした。それに基づいて国庫補助金を計算しておりましたが、武道議員が今お持ちの資料は最新の資料でございます、事業費が600万ぐらい下がっております。それで、予算書では国庫補助金が2,450万となっておりますが、減額になる見込みでございます。これ、予算を編成する時点で、補正予算の編成時点では4,900万の事業費を見込んでおりましたので、こういう計上になっております。その辺を御理解願いたいと思います。

それから、町の継ぎ足しがこれには入っておりまして、3,250万のうち800万が町の継

ぎ足し補助といいますが、町単の補助になっておりまして、その分は過疎債を充当する予定でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 当初の流れで金額が変わってきたという話であれば、この予算書自体をつくるときに、収入と支出がずれてるというのはどういう意味ですか。当初が2,450万、国からくる予定だったと。ただ、減額になるでしょうと、これはわかります。ところが支出のほうで、国庫補助金は1,450万になっている。1,000万円が消えてるんです。ここで。それを帳じり合わせになるのに1,800万円の過疎債を使うということになってるんだと思うんですが、ここの数字的なずれが10ページと15ページのずれがどうなのかな。予算書つくるときに、片一方だけを修正して片一方修正しないということがあり得るのかというのが、一つのちょっと疑問なんです。その点と地方債でこの色彩選別機を助成というか負担をしようと、町が負担をしようということになってるんですが、例えば農事組合、今町内に10組合ですか、法人化されています。その法人に対して、そこが例えば機械、コンバインとかトラクターですか、機械を購入したときに、当然50%の国の補助金が今ついてるという状況ですが、その補助金にプラス、町がこのような形でまた組合に機械を購入するときに助成補助をするのかどうかを、あわせてお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 産業課、中野君。

産業課長（中野 誠一君） 産業課、中野です。この歳出の財源内訳は、ほかの補助金等との相殺になっていると思いますが、この3,250万というのは国庫補助金2,450万と町の継ぎ足し補助金800万の合計で3,250万を歳出として計上しております。

財源につきましては、この地方債1,800万のうちの800万が過疎債を充当しているということで、そのほかの国庫補助金、それから地方債の1,000万の差額については、ちょっと私のほうでは把握できておりません。申しわけございません。これは財政課のほうで相殺していると思います。

議長（田村 兼光君） 財政課、則行君。

財政課長（則行 一松君） 財政、則行でございます。武道議員の御質問の6、1、3に対します国庫支出金1,450万円の内訳でございますが、この分につきましては補正予算書10ページ、16款2項5目の強い農業づくり交付金2,450万円、これは充当いたしております。その上の国庫支出金の15款2項7目、済いません。この分については2,450万円については充当いたしております。そのほかに多分、申しわけございません。はっきりとは言えませんが、総務費の国庫補助金、過疎地域等自立活性化推進交付金、この部分の1,000万円を減

額いたしまして、合計の調整で1,450万円を充当いたしておるところでございます。

議長（田村 兼光君） よございますか。産業課、中野君。

産業課長（中野 誠一君） 本来、国庫補助金がついたものについては、地元負担は町は補助しておりませんでした。今まで過去にはそういった例はございませんでした。

今回、過疎債の対象になるからということで、JAのほうから町長のほうに陳情といたしますか、何ばか見てくれんか、過疎債が対象になるんであれば、その分見てくれんかということで、6分の1程度であればということで計上いたしました。本来は営農組合それから個人の認定農家等が機械の購入した場合は、補助残については個人あるいは営農組合で負担してもらうべきでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） この予算書の中身から見ると、どうもここが1,000万円、地方債と国庫支出金のずれが私はあるんじゃないかなという感じがするんです。2,450万円が地方債の1,000万が減って、国庫支出金のほうに1,000万円がプラスされるのが本当じゃないかなという感じがするんですけど、ここは数字のずれなんで、ずれというか内容なんで、内訳なんで、よく内容をもう一度確認をしてください。後日また確認をさせていただきたいと思っております。

農事組合等補助金がないと。補助金というか過疎債を使わないと。もしこれから過疎債を使えるような場面があったときには、JA以外でもそういうことをやるのかどうなのか。積極的にそういうような過疎債を使って、農業振興を今後図っていくという方向性なのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 町長、新川君。

町長（新川 久三君） 一応、農家がもしくは農業団体がこういう積極的な形で設備投資やる場合という形になれば、全般的にかかわる分については私はいいと思うんです。町全般的、例えばJAが築上町のためにやるとか、そういう形になれば、当然やぶさかじゃないし、そして過疎債も全般的にやらなければ、ほとんど過疎債の条件にかなわないという状況もございまして、個別の営農組織、法人化した組織とか任意もございましてけれども、それについては今のところまだ考えてないという状況でございまして、そのところ、町全般的な形になるということで、例えば営農組織連絡協議会か何かやろうとか、そういう形になれば、これはちょっと検討の値するものじゃないかなと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

#### 日程第2．議案第2号

議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第2号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第3．議案第3号

議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第3号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第4．議案第4号

議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第4号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第5．議案第5号

議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第5号平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第6・議案第6号

議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第6号平成24年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 全般的なことで1点お聞きしたいと思います。

予算的にかなり厳しい状況が続く中で、合併特例債、過疎債等借金をしていくという運営の中でいろんな事業を進めていく。特に合併特例債、過疎債については有利な借金ということで、事業を行うにしても、かなりいい方向での内容になっていくのではないかなとは思いますが、ここで引っかかってくるのが、過疎債であり合併特例債といっても、やはり借金は借金ということで、経常収支比率なり起債比率が今後どうなっていくのかというのが、一番不安な面があるわけでございます。

そこで、今後の今年度予算を踏まえて、今までの水準が維持できていくのかどうなのか。これが今年度から悪い方向にいかないのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政の則行でございます。経常収支比率の問題につきましては、起債事業で大体充当いたします事業については、経常的経費ではございませんので、経常収支の影響はないものと考えております。

それと、今年度はやはり光ファイバーの関係、コミュニティーの関係、この両方の部分で起債の借入れというものが相当額上がってきております。実際的には、やはり住民生活に直結したものの、そういうものは今、大分財政状況につきましても、ひところに比べて好転をいたしております。この時期にしておかないと、将来的には平成28年度からは交付税も合併補正等が減額されてまいります。地方交付税本来につきましても、やはり政権が交代すれば、また未確定な要素も出てまいりますので、今のうちにやっておける態勢にあるときに、こういう部分については先行してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 武道君。

議員（15番 武道 修司君） やっていくかどうかというか、その事業をやるのは私も賛成なんです。今の時期にやっていかないといけないというのもわかってるんです。ただ、心配なのが、

その数字が起債制限比率なり、そういうふうな数字が悪くなっていくのではないかというのが心配なので、その数字はどうですかということを今お聞きしているんです。

議長（田村 兼光君） 則行君。

財政課長（則行 一松君） 数字につきましては、平成23年度におきましても、臨財債の繰り上げ償還、そういうものも行っております。また、23年度の決算を見ながら、24年度においても繰り上げ償還等についても検討していきたいと思っておりますので、極端に起債の部分、これは単年度で見ればこういうふうな格好で伸びておりますけれども、将来的にはやはり減額していく方向で臨みたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） 今、武道議員の質問の続きになりますが、財政的な見地から120億を超えるような予算を組んでいるんですが、今までの経緯は知りませんが、これかなり大胆な大規模予算だろうと思っておりますが、その辺で予想される経常収支比率、今言った則行課長が説明したように、経常的経費は当然ありません。がしかし、箱物をつくれれば、当然またこれは経常経費が上がってくるわけです。そういった部分も含めて経常経費が上がってくるということは、想像に余りあるものですが、その辺まで考慮しているのかどうか。

それともう一つ、起債の制限比率それから公債比率、これも当然単年度じゃ、ぼんと上がってこないかもしれませんが、この二十数億の起債を抱えた上で、やっぱりこの数字というのは当然上がってくると思います。16という数字は、決して安全水域じゃないと僕は考えています。来年度決算あたりでも、危険区域の18に入るんじゃないかと思いますが。

それともう一つ、この120億という予算は、もうかなり使い切った余裕のない財源じゃないかと思いますが、その辺でこれから何度となく補正が繰り返されていくと思います。その際、当然どれぐらいの額になるか想像はできませんが、かなりの額の補正が出てくると思いますが、そういった場合、財調を取り壊してこれからの今後の補正を組んでいかなきゃならないんじゃないかなと思います。財調が7億ぐらいです。町長は三十数億の基金があるというふうに言っていますが、全部使えるものではありません。減債基金は起債を返すための基金です。自由になると言えば財調しかありません。この7億に手をつけなけりゃ、今後の補正も立ちいかなくなるんじゃないかなというふうに思っていますが、その辺、明確に端的に答えてもらいたいと思います。

それともう一件、この9億の光の予算ですが、これは僕のほうもちょっと情報を集めてみました。行橋のリーダー的な人にちょっと話を聞いてみたんですが、みんながやるときに、いつやっ

たか知りませんが、みんながやるときにこの光のインフラをやっておけば、行橋市、豊前市、ほとんど手出しがないような状況でやったというふうに聞いております。もし、そのときに築上町がこのインフラをやってれば、こういう9億の負担はしなくても済んだんじゃないかと思います。その人の話によれば、うちはそんなもの要らんと町長が言ったというような話を僕は聞きました。ということは、もしその話が本当だとすれば、その当時ただでできたものを今回この起債で9億をやったということは、町民に住民に損害を与えたというのはあれなんです、この9億という金は要らなくて、その前にやってればこういう予算計上をしなくて済んだというふうな理屈になります。

そこで、その辺の経緯を聞きたい。何でみんながやるときに一緒にやらなくて、ここで一緒にやったのかということを知りたいと思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 工藤議員、ちょっとあなたは町長をしょったわけかわかると思うけど、経常収支比率で何かわかってるんかね。経常収支比率は常に要るお金が経常収支で、その比率ということで、経常収支比率は毎年下がっております、これは。ただし、臨時的経費と経常を比べるんじゃなくて、経常は経常だけ比べていくというか、臨時はいわゆる社会資本の整備をするときには、金をもくろんできてやるという形になりますし、基本的にはそういう性質のものでございます。そして、あとは義務的経費と経常経費、これは比較できるんです。

しかし、予算全体の中で義務的経費がことは若干、義務というか投資的経費です。これはふえてきておるといふ形になります。その中で義務的経費を減らして投資的経費に充てていっておるといふのが、現状の財政運用でございますし、そういう状況で起債がふえたとして、当然私が就任したとき築城椎田も非常に苦しい財政事情でございました。それを何とか合併によってここまで立て直してきたと。借金も140億ぐらいあったのが、現在では100億、110億ちょっとになったというふうなことで、相当借金も減らしてきております。

だから、いわゆる財政運営について、私は十分今の状況でいけば、そんなに無理をした大型事業をやっていかなければいいんだということで考えておるところでございます。

それから光の関係、これまた間違っただうわさをあんたが聞いて、ここで質問を聞くというのは、ちょっと私は心外ですけど、私は光は要らないとかそんなこと言ったことはございませんし、光は必要だと。さりとてNTTが豊前、行橋、これは独自に光を張り巡らしたという形になります。中津局は豊前までずっと持ってきとるんです。行橋局は行橋だけやって、みやこ町と築上町はやってないという。これはNTTが採算に合わないからやらなかったという状況でございまして、町がやるやらの問題じゃなかったんです。

しかし、住民要望が非常に高いということで、町費を出してでもやっていこうという。中津市

を例にとれば、市内だけはやっておったんですけれども、合併して三光、山国、耶馬溪と広範囲にして、約30億かけて、これは合併特例債を使ってやったと、こういうふうに聞いておるところでございますけれども、光を要らないと言ったことはございません。そして、伝法寺局がADSLがついてなかったということで、約二千数百万かけて伝法寺局までADSLを通信可能にしたと、こういう状況でございますし、私が決して光を要らないと言ったわけではございませんし、NTTの都合でつけられなかったと、こういう状況でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） まだ経常収支比率、起債制限比率が答えてませんが、後で答えてください。後でいい。

経常収支比率ですが、僕が言ったのはそういう質問じゃなくて、経常収支比率が何かわからんでしゃべりよるわけじゃ全くないと、そういうふうに思ってますが、こういう箱物をつくれば、当然経常経費はかかってくるわけです。だから、その辺で経常収支比率が経常経費で上がってくるということは、経常収支比率は上がってくるといいますから、それは何の間違った点もないし、そういうふうに僕は認識してますし、またNTTがやらなかったという話ですが、例えばその当時、みんながこの辺の人が光を引いたと。行橋、豊前まで引いてきたと。中津まで引いてきたというときがありますが、例えば、そのとき一緒に築上町も光を引いてくれと言った場合には、そのときは恐らく総務省の補助とか県の補助とかいうのがあったというふうに、そのインフラに関してそういう補助があったと。しかし、今の段階じゃもうなくなったということで、もしその段階でこの光を引くような構想があったとすれば、どれぐらいでできたのか。行橋が引いてますが、行橋が光のインフラをやったときに、どれぐらいの経費で行橋がやったのか把握したもんがおったら答えてください。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 確かに物件ふえますけど、これは築城コミュニティは公民館のかわりということで、光ファイバーは民設民営であとの維持管理費が要らないということで、全く財政を無視したというか、推計を考えてないということで行政運営をやってるわけじゃございません。総合計画も28年度まで、財政計画では23年度までの推計は出ておりますけれども、今22年度の数値をもとに財政推計といいますが、見直してやっております。23年度までは、第1次の集中改革プランで数字を出しておりますので、来年度から第2次行財政計画を立てていく必要があるかと思っております。その前に、やはり今の22年度の数値で今後、財政数値がどうなるかという資料は、たたき台としては作成はしております。

そういうことで、極力24年度からは新規事業も極力控えという形になるかと思っております。念

頭としては、先日の議会で言いましたように、財政健全化と住みやすいまちづくりという形になるかと思えます。

そういうことで24年度からは、行財政の計画を立ててやっていきたいなと思っております。もちろん今のデータの中では、経常収支、公債比率等は推計としては出してあります。ただ、箱物を建てれば物件費ということですけど、今の段階でコミュニティは公民館のかわり、光ファイバーはもう一度言いますが、民設民営の中で町の維持管理費が要らないということによっております。

それと光ファイバーですけど、これについてはもう7年ぐらい前から、九電の本社並びにNTTに行って陳情要望しております。築上町といいますか、旧椎田、旧築城、採算が合わないと言われるなら、せめて10号線、椎田バイパスから下でもいいから、住宅密集地の中から光ファイバーを引いてくれないか。もちろん県にも光ファイバーの太い線は新田原まで来てますけど、こっから先を上毛、中津の県境まで引いてくれという要望、町長もアメニティー会議とか知事のお前で、そういう要望等は麻生知事から小川知事に至るまで要望等をやっております。

そして総務省の補助、考えないことはありませんでした。4年前ですか、3分の1、総務省補助です。ただ、それをすると25億から30億、要らんといいますか余分な事業計画を含めた事業の計画書をつくって、光ファイバーを引くという形になりますから、3分の1はいいですけど、あとの負担というものが大きくなる。そして、あとの維持管理も負担が大きくなるということで、検討して県庁と概算要望までの話は県庁の電算課と話をし、総務省のほうにも一応概算要望までの話はしておりますけど、どうしてもやはりしなくてもいい不必要な事業までせなならん。そして、あとの維持管理費がかかるというような形で、今回民設民営といいますか、後年度に負担のかからない事業、そして合併特例債、過疎債等を引いて、先ほど財政課長が言いましたように、後年度の財政負担にもならないという事業を立ち上げたわけでございます。

豊前は全域ではございません。久路ぐらいまでしかやっておりません。そして、行橋も市街地ぐらいです。そして、みやこ町は今のところ入っておりません。だから、一、二の三で全市町村がそのときに乗ってやったという形ではありません。もう合併前ですから、今みやこは豊津、勝山、犀川とは入っておりません。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。財政課、則行君。

財政課長（則行 一松君） 公債費に関する実質公債費等の部分の質問に対して、お答えさせていただきます。

本年度予算につきましては、前年当初に比べまして人件費、また公債費についても総計的には減額になっております。

なお、過疎債、合併特例債につきましては7割の交付税措置がございますので、実質の町の負担は3割ということになってまいります。その関係上、平成23年度、24年度につきましては、実質公債費率の試算をいたしております。この部分で申しますと、平成22年度、今現在の3カ年平均の実質公債費率が0.16でございます。平成23年度は単年度で計算いたしますと、見込みでございますが14.5、これが3カ年平均でいきますと14.9、平成24年度、今の元利償還、これを入れたところで計算いたしますと、単年度では13.9、3カ年平均でいたしますと14.1というふうになってまいります。

起債の今現在償還金額が、だんだん減ってきております。これは元金も今まで事業をせずに抑えてきた部分で、起債の残高が減ってきてまいっておりますので、その部分に関しましても、やはりある程度減少していくというふうに今のところ考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。新川町長。

町長（新川 久三君） 公債費ですか。ただいま財政課長が説明したとおりでございます。非常に私も就任してから事業をずっと抑えてきたし、そして合併前の旧椎田町の公債費の状況は、県下でワーストナンバー4でした。それを事業をやらないということで、だんだん。築城町も大体同じような状況で、築城町は公債費は少なかったわけでございます。だから、合併したら椎田の借金を築城が背負うとか、そんなピラも出たりしておりました。

しかし、経常収支比率が全国ワースト50位というふうな築城の状況で、やっぱり合併せざるを得ないような状況であったということで、そして一番大きな公債費のウエイトになったのが、一部事務組合でRDFの施設をつくった。あれが24億の事業だということで、これが合併後に合併した築上町の負債になってきたということで、これでぎゅんと築上町の公債費率が上がったという状況でございますけれど、先ほど則行課長が説明したように、施設の16%、20%近い数値でございました。私が就任してから3年後に償還が始まりますので、一番苦しいのが平成16年、17年ぐらいが過去の当時をした中で一番厳しい状況でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） 数字を聞いて14.1、3カ年で14.1という話を聞きましたが、これは驚くべき数字でびっくりしましたが、その辺で推移したら立派なもんだらうと思います。これは単年度収支ですから、長期的に見たらどうかというのはまだわかりませんが、今、町長が言われた合併した当初、前、椎田町がワースト4だったと。僕の記憶する範囲では15を超えたことはないと思うんですが、何で一遍にそこまでそう上がったのか不思議でなりませんが、ここでこんなことを議論してもしょうがないけど。

もう一つ答えてないのが、今年度の今後当初予算が終わっての補正に関して、もうここはアッパーだろうと思うんですけど、かどうかは知りませんが、この辺がアッパーだったら、あと補正を組むに至り財調を崩さざるを得ないのか、そういうふうな財政状況なのか、まだ余裕があるのか、この予算でまだ余裕があるのかどうかも答えてもらってませんが。

それと、さっき言った行橋市がインフラしたときに行橋市の財政支出がどれくらいあったのか、だれかわかったのはいますか。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 先ほど旧椎田、私のときは10億でしたけど、先ほど町長が言いましたように、衛生、RDF等を含めて関連施設40億の事業です。その40億の事業の起債が、今合併してから一部事務組合から町にぼそっと、この数字が入って高くなったわけです。原因はそこにあるわけです。両町の公債費率が一度にぐっと上がったのは、今まで一部事務組合の数字で町にはその数字が入ってなかったものが、合併後に一部事務組合が消滅をして、その40億の数字が新しい築上町に入ってきたということで、そのときに借り上げをした二十数億の負担が公債比率等に上がってきたということです。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。もう3回。

副町長（八野 紘海君） 補正は調整交付金とか再編交付金とか補助等で、補助に係る部分を計上していきたいなと思っております。極力単費の部分、住民からどうしてもという少額な単費があるかと思っておりますけれども、基本的には調整再編交付金と、あと補助事業で対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 全般にわたって質問いたします。

60ページ、2款1項15目24節の出資金に東九州コミュニティー放送株式会社への出資金が上がっておりますが、なぜ出資金にしているのか。

それと126ページ、7款1項3目13節の緊急雇用創出事業が、昨年に続き今年度も計上されております。どのような仕事で何人雇用する予定なのか、わかればお願いいたします。

次に132ページの8款2項4目19節負担金に公共施設工事負担金4,500万円が上がっておりますが、この説明をお願いいたします。

次に136ページの8款4項2目の15節に工事請負費と18節の備品購入費が上がっておりますがこのことについても説明をお願いいたします。

以上です。

町長（新川 久三君） それぞれの担当課長。

議長（田村 兼光君） 総務課、吉留君。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。60ページの東九州コミュニティー放送株式会社出資金300万円でございますが、これは昨年の東北の大震災を受けまして、あのような大震災を本町も襲われた場合、FM放送を使つての情報提供をやっていきたいというふうに考えております。

そういうことで大津波や大地震が来てFMの施設が倒壊した場合、被害を受けた場合、現在船迫に機械設備を置いておりますが、そこで常時放送を行うという形になりますが、その設備がプレハブの倉庫の中に設備を置いてあるだけのような状態で、常時放送できるという状態にはございません。その設備を近くにあります町有地の中に移設したいと考えておりますが、東九州の施設でございますので、その工事は会社のほうにやっていただく。その必要になる経費を出資という形で町が対応したいというふうに考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 商工課長、久保君。

商工課長（久保 和明君） 商工課、久保です。126ページ、7款1項3目の13節委託料、緊急雇用創出事業委託料でございますが、これにつきましては、平成23年度に旧蔵内邸の一般公開に向けまして、基本計画等をしております。その基本計画にのっとり、平成24年度につきましては、それに、蔵内邸の関係の運営方法、あるいはそういった具体的な公開に向けての準備のための委託料として上げております。2分の1が、人件費ということになっております。そういう委託料500万でございます。

議長（田村 兼光君） いいですか。

議員（10番 西畑イツミ君） まだ、ほかに公共施設の。

公共施設工事負担金。

議長（田村 兼光君） どこか。

議員（10番 西畑イツミ君） 一つ一ついけばよかったです。

議長（田村 兼光君） 建設課、金井君。

建設課長心得（金井 泉君） 建設課、金井でございます。先ほど質問ありました、8款土木費・道路橋梁費・橋梁維持費の中の19節、負担金・補助及び交付金でございますが、この4,500万、これは、町道新貝・船迫線にかかっております、10号線との取り次ぎのところにあります、あのJRと交差しておる跨線橋がございます。その跨線橋の復旧工事の委託金でございます、負担金でございます。これ、JR九州のほうに工事を委託しまして、その負担金の工事費であります。

以上です。

議長（田村 兼光君） 産業課、中野君。

産業課長（中野 誠一君） 産業、中野です。ページ、136ページの工事請負費1,050万円、これは、農業公園の中の木製の遊具が老朽化して、今、使えないようになっておりますので、改修工事を行うためのものがございます。

それから、備品購入の機械器具は、農業公園で使います芝刈り機とか、草刈り機の機械器具の購入費でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか、西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 東九州コミュニティー放送株式会社は、会社が工事をする、そのお金を町が出してあげるということで、理解してよろしいのでしょうか。

はい、わかりました。

それから、緊急雇用創出事業は、これは、旧蔵内邸の一般公開に向けての準備のための人件費で言われましたが、何人雇用する予定か、わかれば教えていただきたいんですが。

議長（田村 兼光君） 商工課、久保君。

商工課長（久保 和明君） 商工課、久保です。これに平成24年度につきましての緊急雇用創出事業の補助につきましては、委託事業のみの補助となっておりますので、500万について、旧蔵内邸の委託事業を出して、委託先が、その人件費 人を雇って、2分の1の人件費で事業を行うということになっておりますので、人数等ははっきりしませんが、まあ、一、二人ということで考えております。委託先の、そういう雇用の関係がございますので。

以上です。

議長（田村 兼光君） 西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 委託先が決めるってということのに、2分の1の人件費を補助するというのが、ちょっと理解できないんですが。

議長（田村 兼光君） 商工課、久保君。

商工課長（久保 和明君） 2分の1の補助というわけではなくて、2分の1を 雇用の委託の事業でございますので、2分の1を、2分の1の人件費を使わなければ、以上を使わなければいけないということになっておりますので、委託先で抱えた雇用のうち、2分の1を使っていたくということです。

議員（10番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。中島議員。

議員（12番 中島 英夫君） 西畑議員のほうからも質問がありまして、執行部のほうから答

弁ありました。

私は、この東九州コミュニティーの会社の出資金について疑念があります。で、本来、この科目、恐らく出資金じゃなくして、私は、まあ、補助金であるなら妥当だと、このように考えておるんですけども、なぜ出資金にしたんですかと、非常に、まあ、疑問がありますんで、総務課長と財政課長ですか、町長と副町長じゃなくして、二人が、どういう見解なのか聞きたいと思うんです、なぜ出資金ですかということで。

いいとか悪いと言っておるわけじゃないんですよ。私、個人的に、やはり考えたときに、この金額、300万がどうだということじゃありません。私が聞きたいのは、なぜ出資金にしたんですかと。負担金なら何も言いません。

済みません、補助金ですね。補助金なら何も言いません。

財政課長（則行 一松君） 今の中島議員の御質問にお答えいたします。

東九州コミュニティー放送につきましては、副町長が、今、あの、経営の中に参加しております。で、その関係上、まあ、町の行政に携わる者が役員であるところについて、補助金を出すのが適当でないということで、出資金として取り扱ったものが1点と、前回、やはり、施設をつくるときには、同じように出資金として支出をしておったと思いますので、その例に倣いまして、出資金として支出をさせていただいております。させていただこうと思っております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 中島議員。

議員（12番 中島 英夫君） まあ、財政課長の立場からいえば、そのとおりだと思いますけれども、本来、基本的には、速やかに、執行部がこの第三セクターの役員になっていくと、それやったら、すべてのセットに、社長であるとか、役員で、皆、なっていく。もう、わけわからんことになるわけです。

ですから、基本的には、速やかに、ある程度、経営が安定化になった段階で、やはり解任して、副町長とか、やっぱ、選任して、大所高所から指導していくというのが当たり前だと思うんですよ。何もかにもしたら、この社長とか、そういう、外部からしたのは、新川町長。まあ、これは、新川さん個人という意味ではありませんよ。町長職にある人が、議会の同意も何も要らないわけですよ。全部、任せとるわけですから。しかし、そういう能力を、ある、ないと、私は、こういう状態なら、能力がないから副町長が役員になっている、行っておると。

だから、速やかに解消するのが基本じゃないですかということなんね。現段階で、今、副町長が、社長になったり役員になったり、取締役に入るとということについては、追及はしませんけれども、お答えも要りませんが、速やかに解消してほしい、正常な状態に一日もすることが大切だということを、一言、言っておきます。この300万については承認しますけれどもね、

基本的に早く解消するように努力してください。一言だけ、言っておきます。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、第三セクター、まあ本当に、これは、運営、大変でございますけれど、まあ、特に、東九州コミュニティー放送株式会社、これについては、やっぱり、お客さん、スポンサーを確保していかなければ、運営は難しいということで、行政で、約、まあ、行橋、それから上毛、苅田、豊前ということで、協力して、約1,000万ぐらい協力していただいておりますが、あとは、非常に、民間の、やっぱり、スポンサーが取りづらいということで、まあ、何とかそれを確保していこうという形で、今、そして、もし、民間から、いわゆる役員、招集すれば、やっぱり、報酬を払っていかなきゃいかんと、副町長であれば、無報酬でできるという、こういう考え方もございまして、私も株主として、まあ、そういう影響力さしたほうがいいだろうというようなことで、副町長入れておるといってございまして。

何分、まあ、FMが、やっぱり災害情報という形になれば、防災無線と、やはり、屋外に出たときは、ラジオ放送を聞きながら情報を仕入れるということで、まあ、この当初、旧椎田町が、このFM放送をつくったときは、私も、議員で反対しました、実際。行政、いわゆる地方自治法には、放送という業務はないんだというふうなことで。まあ、しかし、これは、工藤町長、私は、いいことをしたなというふうに感じて、このまま情報を伸ばしていきたいと、まあ、このように、この施策については検証しながらやっていこうと、まあ、このように考えて、現在、放送局を運営しておるところでございます。

以上です。

議員（12番 中島 英夫君） 私は、本来、反対しようと思っておったんですけども、調べてみますと、やはり、町長言われたように、災害に、この施設じゃだめだったら、やはり予備的に、向こうの できると、切りかえができるんですよというようなことでありました。

ただ、町長とお会いして聞こうと思った前に、副町長と、ちょっとやりとりがあったんですけど、その中で、私はちょっと疑問に思った点があったからなんですけれども、それはなぜかといいますと、これはコミュニティーなんですね。世界に打って出ると、情報の発信するとか、北九州とか、いろんなところ、大陸と、こういう、いろんな企業が進出して、いろんなことがあるんですけど、ここ、世界に発信するって、これ、いいんですよ。それは、確かにいいけれども、今、予算がないというのは、そこまでする必要があるんですかと。コミュニティーの放送なんですよ。しかも、隣接の中津あたりは、民間で3社やっとなら、3社あるんですよ。それで、ここは官が、これで、どんどん、いつまでいったら、歯どめがきかないじゃないですかと。で、やっぱ、主体ちゅうね、いわゆる、余りにも、非常に介入しますとね、自立・自重ができないんですよ。向こうは、あくまでも行政が助けられると、副町長が入ってきとるから、そこで決

まるわけですよ。すべて、議会やら何ら要らないよ、形骸化されて、いらぬんですよ。でも、そこで、もう、打ち合わせできたやつは、みんな持って帰って、みんなここに上がってきて、皆賛成と、御無理ごもつともやね、いろんな意見を、我々は言うだけ、幾ら提言しても、何にもならないわけですよ。

ですから、あくまでも出資金やないで、補助金が何かなら、まだ、我々もやりいいんですけども、金をぽんとやったって同じです。何も、その、出資金なら、各委員会で、また審議もできるんです。出資金になったら、もう、全く手も足も出らないというような状態、実態なんです。

ですから、こういうような予算の組み方は、速やかに解消するように、そら、基本的にいったら、もう、副町長は早く引き上げて、正常化するような努力をしてください。一般質問じゃありませんので、もう、こういうのでやめときます。

議長（田村 兼光君） 答弁。答弁、やっぱ、要るやろ。（発言する者あり）はい。

町長（新川 久三君） まあ、一応、私も、民間で完全にやってもらいたいけれど、管理・監督するために、やっぱり、こういう形では、町も少し関与せざるを得ないかなあということで、例えば、スポンサー料取って、まあ、これが、正規に納入されてなかったとか、そういう例が、やっぱ、多々あるんですね。

例えば、まあ、私が就任する前でしたけれども、いろんな音楽会を開いて、それを、何ていうか、スポンサーとして、そのままそっくり入ってなかったという事例もございます。そうすれば、ちょっと追及していったら、もう、その人は破産をしておったとか、そういう状況もございまして、やっぱり、何としても、やっぱり一つ、監督という、まあ、監査ぐらいには、最終的には、やっぱり、町は関与するような方法も必要であろうと、まあこのように考えております。

議長（田村 兼光君） ようございますか。

ほかにございませんか。吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 西畑議員の質問の件なんですけど、西畑議員はわかりましたと言いましたが、私は、ちょっとわかりにくかったもんですから、もう一度聞きたい。

商工課長、蔵内邸の件ですが、委託業務は何を委託する。ちゃんと、ただ、あすこを一般公開するための準備段階の委託業務と に対して、委託料を払う、出すと、そして、これは、一般質問で観光行政についてやっていますんで、もう、あと、それはもう一般質問のとき聞こうと思ってたんですけども、これだけ一点。委託料に関しては、契約先も決めてますか、それと、どいういった仕事をしてもらうんですか。

それと、今年度だけじゃなくて、一般公開されるまでに、どれだけのお金が必要ですか、概算で。

議長（田村 兼光君） 商工課、久保君。

商工課長（久保 和明君） 委託の内容でございますが、平成23年度には、現在、基本計画の詰めを行って、基本計画は3月まで、でき上がります。その中で、それを受けまして、4月から蔵内邸の運営の方法、あるいは開館日、曜日、まあ、入館料、使用料、そして、スタッフの人員なりスタッフの募集等、スタッフの募集をして、研修等をして、人員を整えていくということと、一般公開用に向けた備品の検討等 備品の決定をいたします。それと、まあ、蔵内邸に向けまして、土産物品の選定等、詳細な、蔵内邸公開に向けました準備のための決定をいたします。

それに向けて、委託先 委託をして、その中の緊急雇用の関係でございますので、委託先については2分の1の人員の雇用ということが条件に含まれておりますので、それを検討しながら、委託して 委託するということです。まあ、委託先につきましては、まだ未定でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） これでよろしいですか。吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） この予算の中じゃないんですけど、結局、今、ちょっと聞いたかったのは 委託料はわかります。委託料はどれだけっちゃうのは、載ってるからわかるんですけど、当初、8,000万で買った蔵内邸が、大体、スムーズに一般公開されて、軌道に乗るまで、これで、まあ、十分とはいかないけど、これで形ができたでしょうというまでには、概算で、もう、大体、計算ができてないと、もう、いけん時期が来てると思うんですが、大体、どれぐらいかかるかということをお伺いした、その点、抜けてますが、わからないですか、今。今、わからなけりゃ、また別の機会でもいいですから。

議長（田村 兼光君） 商工課、久保君。もっと、しゃんしゃん答えにやよ。

商工課長（久保 和明君） 4月以降、委託業務をいたしますが、運営方法、運営の主体につきましては、8月いっぱいをめどに決定して、それから入場 経費等の収支について検討し、来年4月の一般公開に向けて推進するということです。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） もう、これ以上いくと一般質問なりますんで、先ほどの中島さんやないけど、一般質問なりますんで、私は、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。もうちょっと勉強してください。

議長（田村 兼光君） もう、ほかにございませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） それでは、先ほど、ちょっと重複する部分もありますが、まず、光ファイバーの9億円の件についてですね、先ほど、と、蔵内邸も質問したいと思うんですけど、9億円という起債をして、今回、光ファイバーを全町に引こうということで、新聞にも出ましたし、まあ、インフラを整備するということであれば、当然、必要なことだとは思いますが。

ただ、副町長が、9億以外かからないという答弁がありました、先程ですけど。ですから、プ

ロポーザルという提案型の、何ていうんです、企業からの提案型の、で、まあ、入札にかけるのかわかりませんが、9億以上、本当にかからないのか。

それと、まあ、あと、今、当初は20億とか25億とか言っていましたけども、それが9億で済むのであれば、まあ、安く上がったのかなという感じなんです、その点、本当に9億以外かからないのかが1点と、あと、今、吉元議員のほうから言いました蔵内邸の件です。

で、今、あの、担当を課がですよ、その、何ていうんでしょう、あんなにあいまいで、計画が、本当、全然見えていないような状態で、7,000万の、今回、教育費の中に予算が組み込まれております。ということは、当然、周辺整備をするとなると、まだまだ、道路の関係とか駐車場の関係とか、当然、上がってくるんだらうなあというのは予測できます。

で、もう少し、議会で、蔵内邸のことにに関して、私は、文化財としては必要かもしれないが、本当に、この町が持っているものなのかということで、予算には修正を出して反対してきております。この7,000万に関して、修正案を出そうかなと、今、思っていますが、当初町長が、400数十万しか予算を使わないということを明言しております。それが、7,000万、で、議会に情報も余りなく、提案をしてきている、で、今後かかる予算というのは、当然、膨らむであろうというものに関して、余りにも議会で、議会に説明がないという、何ていうかね、そういう、今、気持ちです。もう少し、そのあたりは、きちっと議会に情報を流すなりして、予算を上げるというのも一つの方法ではなかったのかなと思います。まあ、その2点について、光についてと蔵内邸についての答弁をお願いします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 光については、まあ、先ほど副町長が答えたように、民設民営という形で、NTTに、まあ、すべて任している形になろうかと思えますしですね、そういう形の中で、あと、今年度負担は、私はないということで、（発言する者あり）ああ、業者はまだ決まってないってということで、基本的には、もう、どうなるかわからんけど、まあ、とにかく9億の範囲でやるような形で、まあ、町としては業者を選定していくという形になろうかと思えます。

そして、蔵内邸、これは、当初、私が500万程度というのは、何もしないで維持管理をするのであれば500万と、これは、はっきり言いました。植木の手入れと、中の、まあ、形で維持管理するのは、500万ということで言い切りましたが、しかし、一般公開をしようという形になれば、必要最低限、やっぱり、トイレ、蔵内邸の中のトイレを使うことは、これは、しないと、したほうがよからうというようなことで、やっぱり屋外にトイレをちゃんと設けて、それと事務所もつくっていくと、そういう形が、これは、もう必要最低。あとの駐車場も若干は必要でございますけれど、当初から、そんなに大がかりな、私は、駐車場をつくるつもりはございませんし、しかし、多くの観光バスが来出したら、やっぱり、そういう駐車場も必要になれば、また、拡充

の案が出てくる可能性もございます。まあ、しかし、小ぢんまりと、当初は、公開しながらやっていくという形になって、あと、運営費がペイできるような形で観光客の誘因をしていくと、これがやっぱり大事だろうと、このように考えておりますし、まあ、これ以上の投資というか、これはまた、いわゆる誘因客との関係で、もう一回整備をしていくという場面も出てまいりましょうし、しかし、必要最低限の形であれば、今回の予算で、私は、十分いけるんじゃないかと、まあ、このように考えておまして、1日に、まあ、1,000人、2,000人来るようになったら、こらもう万々歳でございますけれど、なかなか、そうは行き着くのは 今、飯塚の伊藤邸、割と多いんですね。私も、この前、福岡に行ったときに、もう雪で行かれんので、あの前通っていったら、あの雪の中を、観光バスが、やっぱり、3台、4台、朝、ちょうど9時ぐらいに、もう来ておりました。まあ、そういう一つの連携を保っていければ、ある程度、誘因客も、私は出てくるのではなからうかという、まあ、このように考えておまして、それから、また、そういう豪邸が、日田のほうにもございまして、そういう、いろんなところと連携やっていながら、これはもう、やっぱり、いわゆる、まあ、何ていう、旅行会社、それからバス会社等々との連携が、大いに必要になって来ようかと、まあ、このように考えておる次第で、まあ、これは一つ、そういう連携ができたときは、ある程度の駐車場の設備、大型車がとまる、そういうところが必要になって来ようかと、まあ、このように考えておりますけれども、今のところは、まあ、トイレ、それから事務所ですか、そういうものは、今のやかたの中には設けることは、これは差し控えて、新たにつくったほうがいいだろうと、まあ、このように考えて。それと、あと、若干、植木のいい悪いを、今、選木しております。その除去費用も、この中に含まれておまして、そういう形で、ある程度、大きな形の変革が出てきたときには、また、予算をお願いする場合が出てこようかと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） まず、光に関してですが、まず、9億で、それ以上はないということでもいいんですね。今後、光に関しての、町の持ち出しはないということで、まず、いいんですね。

で、まあ、光に関してですが、たまたまですけども、うちなんかは、NTTの中継局が近いものですから、ADSLでも、まあ、対応できてると思うんですね。で、光になると、まあ、光にする、まず、一つの大きな目的ですよ。今までは、議会でも、いろんな議員さんが、光を、インフラ整備をしようということで、一般質問もしてきてます。で、ようやく光の整備ということで、予算が上がってきてます。

これに対する効果、町長が考える、まあ、副町長が考える、何が目的で、この9億という起債をして、光を引こうという決断に当たったのか、で、これによって、どういう、うちの町に効果

があるのかを1点。

それと、蔵内邸に関してですけども、本当、その、まあ、7,000万、きょうの金額で、トイレとか、事務所関係、今言う、町長、説明をして、何ていうんでしょうね、蔵内邸を買う買わんで、一時期、新聞等でも、蔵内邸がちょっとクローズアップされたり、議会でいろいろあったりしたけど、クローズアップされますが、その後、全然、蔵内邸を媒体にした、そういう事業とか、そういう催し物とか一切ないで、また、ぼんと予算をつけるというよりも、そこに、町長の、僕は、やる気が感じられないんですね。普通であれば、もう、1年も前から、こういう議論があるわけですから、蔵内邸をもう少し利用したことを、やっぱ、進めていながら、こういう予算をつけるなりっていうんだったら、まだしもなんですけど、何か、本当、打ち上げ花火でポンポンするだけで、またこれ、予算通ります、改修します、また、それで、何かこう、何ていうんですかね、意気消沈というか、観光客がいなければ、というような形にもなりかねないと思うんで、もう一度、そこら辺に対する、何ていうか、今後の、7,000万の予算を使うわけですから、もっとこう、意気込みと、光に関するのも含めて、効果というのを、どういうものを町長たちが計算をして、予算をしたのか、予算組みをしたのかをお聞きします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、光ということで、やっぱり、住民要望、非常に多くございますよね、これ。それで私も、もう、本当に、副町長も話したように、京築アメニティー構想で知事が来たときに、知事は、情報網の整備ということでどう考えているかという、まあ、話で、我々のところは光来てないよと、どうするんかという話までして、事務局を慌てさせたこともございますし、それから、NTTが来たときには、あんたんところはビビックの宣伝するなというふうな形で、我々はテレビ見て不快に思うというようなことで、NTTの皆さんにも苦情を申ししたことありまして、そういう形の中で、やっぱり、これは、NTTが民営化されたということで、これは、やっぱり、あのまま電電公社であれば、日本全国、どこもつながっておったんじゃないかという気もしますし、非常に歯がゆい思いでございます。

そういう形の中で、何が、じゃあ、という形になれば、若者が、やっぱり、非常に、まあインターネット、多く使っております。まあ、こういう形の中で、若者の定着、それから、企業もインターネットが、非常に、やっぱり素早く通じないと、量をあれする仕事もあるというふうなことで、面談があるときには、光が来てないちゅうような、ああ、そうですかちゅうようなことで、渋い顔するんですね。そういう形の中で、やっぱり企業誘致、それから若者の定着と、そしてまた、住民の皆さんが、やっぱり、よそが、光があるのに、何でここに光がないのという話になるし、まあ、そういうことで、やっぱ、総合的な形で、私は、光は必要だと、このように考えておりますし、まあ、何分、ちょうど、これは蔵内邸も一緒なんですけれど、有利な、いわゆ

る起債事業という形になれば、7割は国が出してもらえると、3割でいいということで、蔵内邸、7,000万ほどかけてますが、2,000万が町費の負担で済むという形になります。5,000万は、国の、いわゆる過疎債を利用した形で事業を行うという形になりますんで、そういう形の中では、今の社会資本の整備は、この、いわゆる過疎債が発行してから6年間だったですね。もうすでに、2年経過しました。それから、合併特例債も、今まで我慢してきましたけれども、後半には、何とかこれを利用して、まあ、社会資本の整備、これをやっぱりしながら、住民生活の向上を求めていくというのが、これは、やっぱり行政ではなかるうかなと、このように考えておる次第でございます。

議長（田村 兼光君） 工藤君。

議員（5番 工藤 久司君） では、最後です。

まあ、町長、そう答えるだろうなと思ってました。いや、若者が定着、で、企業。本当、期待してます。9億をかけて光を整備して、総合計画では、以前、平成28年、2万5,000人という目標も掲げてます。企業も、再三再四言ってきてますので、インフラを整備されて、光を整備されたら、若者も定着するだろうし、企業も、まあ、町長任期中に1社くらい来るだろうということを力強く言ったのかなと、私は思ってますので、それは期待をしておきます。

最後に、まあ、いいですけど、答弁はいいですけど、光にしたら、ADSLも基本料金が2,000円ちょっと、約1.5倍くらい上がるそうです。となると、今のこの状況で、把握はしてると思いますが、この不景気な時代に、今のADSLから光に、そんなにぼっと、みんながかえるとは思えないし、その辺も、やっぱ、踏まえた事業計画で進めていただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） いいですか。

ほかにありませんか。塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 済みません、遅れて済みません。

光の件は、いろいろと言われた いわゆる、私も、ちょっと、光の件をお尋ねしたいんですけども、光は、やっぱり、取り入れることは非常に大事なことで、何ですかね、どういうんだろう、まあ、先ほど町長の話で、県知事にもNTTにも、うちの町に光がないんだという話されたんで、せっかく、光を取り入れるわけですから、今からプロポーザルをするということも聞いてます。

で、我が町の町長は、どの光を、どこまで整備したいということを求めて構想してるのか。光もさまざま種類がありまして、最近ではまた、光に新しい光も出てきているというような状況です。特に、こういう関係は、日進月歩で物事が進んでいる状況であるし、9億を、今からかけてするわけですから、実際、9億以上かからないというよりも、ここまでの範囲でここまでやるんだと、そして、まだ、取り入れるものがたくさんあると思うんですよ。その、すれば9億超え

るんですよと、だから、うちの町に光が来て、こういう形でここまでの整備を9億かけて、ここまでであれば、とやかく言われることはないんだという、その光の構想を、町長は、どこまで求めて、どこまでの範囲を9億と定めてやっているのか、お尋ねします。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） まあ、予算は、1月14、15、予算査定の段階の数字ですけど、これは、億単位で落ちると思いますけど、数字は。ただ、まあ、何ちゅうかね、100を200にするとか、芯ですか、で、細かいとこありますけど、ただ、私どもの基本的な構想としては、全町引くと、まあ、当初は、準指定計画区域とか、まあ、52、56、54ありますけど、52と56だけしようとか、いろいろ、庁、舎内で検討しました。そしてまた、まあ、南関とか、菊池とか、先進市との財政課長、総務課長、担当課課長等々で視察を行った中で、やはり、経費を、そして速やかにするのは、やはり、一度に全町を引いたほうが、効率効果がよかろうということで、まあ、その予算で組んだところです。

ただ、今から、まあ、補助メニューみたいに、昔あったイントラネットがどうするとか、そういう部分については、まだ、議論はしておりません。ただ、私どもが言うのは、全地域、どの家庭から、どの事業所から光が引けるという形での事業費です。ですから、これはもう、かなりの額は、数字的にはプロポーザルして、まあ、入札になると思いますけど、額は落ちようかと思えます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） はい、わかりました。

プロポーザルで、やっぱ、今やってるんで、また、いろんな、まず取り入れるのも、ああいった業者ですから、光を入れるというだけではなくって、こちら側から、ここまでの光とか、今、新しいものが出て、よく新聞にも出てます。それも取り入れりゃ、もっと、逆に、安いではないかというぐらいの、そういった深いとこまで、計画をやっていただきたいと思えます。

あの、済みません、先ほどの件で、一遍に言わなくちゃいけなかったんで、1点、もう1点と、もう1点、ちょっとわからんですけど、73ページ、これは、よく出る、これは念のために聞いておこうと思うんですけど、73ページ、敬老会開催委託料の下、敬老祝金管理システム業務委託料と、5万ほどあるんです。これを、ちょっと念のため、ちょっと聞きたいと思ってます。

最後、所管ですので、蔵内邸の件についてお尋ねしようと思えます。所管つうか もう、詳しく言うんじゃないで、ただ、蔵内邸の7,000万については、私、検討委員会の何から、さまざまやってきた中で、ちゃんとした7,000万の資料なり、つけていただきたいと、委員会までに、各議員の皆さん、みんなに、それだけちょっとお願いしたいと。あくまでも、これは買

ったんではなくて、寄附していただいたんです。町に寄贈されたもんですから、寄贈した側の立場というのが、僕、議会軽視もあるし、相手のことにも、寄附した側のことも考えず、ぼんと7,000万出れば、どういう内容なのか、全然、その辺の詳しいものを出してもらえないというのが、なぜだろうと思いますんで。

で、それで、敬老祝金のシステムのだけ、お願いします。

議長（田村 兼光君） 福祉課、高橋君。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。73ページの敬老祝金管理システムの業務委託料でございます。

この分につきましては、毎年、対象に、高齢者の対象になる年齢が変わってきます。その分をシステムで管理している業務でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。塩田君。

議員（9番 塩田 文男君） これは、もう、所管でしたので、委員会で、また、尋ねます。

議長（田村 兼光君） どこか。もういい。もう、ようございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） じゃあ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

・

#### 日程第7・議案第7号

議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第7号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

#### 日程第8・議案第8号

議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第8号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 9 . 議案第 9 号

議長（田村 兼光君） 日程第 9、議案第 9 号平成 2 4 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第 1 0 . 議案第 1 0 号

議長（田村 兼光君） 日程第 1 0、議案第 1 0 号平成 2 4 年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 0 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 1 1 . 議案第 1 1 号

議長（田村 兼光君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号平成 2 4 年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 1 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 1 2 . 議案第 1 2 号

議長（田村 兼光君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号平成 2 4 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第13．議案第13号

議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第13号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第14．議案第14号

議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第14号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第15．議案第15号

議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第15号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第16．議案第16号

議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第16号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託します。

. .

日程第17．議案第17号

議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第17号平成24年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託します。

. .

日程第18．議案第18号

議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第18号築上町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第19．議案第19号

議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第19号築上町防災まちづくり基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第20．議案第20号

議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第20号築上町放課後児童クラブ室条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第21、議案第21号

議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第21号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） この課等の設置条例ですが、再三議会で言っているように、職員の定数が200ちょいですか。その中でこの管理職の多さはこの前の議会でも言いましたが、10年前に比べたら課が倍ぐらいになっています。今現在、僕もどこがどの所管かというのをはっきり把握できない状況にあります。

非常に事務が煩雑になっているというふうに感じております。僕はもう少し小さな役場、小さな行政を目指すべきだというふうに課も統廃合し、課も少なくし、管理職も減らし、人件費も減らしていくという方向で行政運営していくべきだろうという観点でおります。

そういったところで、また課をふやすというようなことは本当にいかがなものかと思いますが、きのういただいた資料の中で、建設課、1,000万を超える工事事業費です。これは12件いただいております。この建設工事にかかわる職員がどれだけいるか知りませんが、これ全部足しても2億ぐらいにしかありません。これを何人で、課長を含めかなりの人間でこなしていますが、これ1人でもこなせる、2億ぐらいの事業なら1人でもこなせるぐらいの事業量じゃないかと思ってます。

昔うちは再パ事業で農水省が出張所を出してやってました。その当時、1人の職員が持つ事業量、これ3億から5億、1人でやってました。その農水省の職員はそれは優秀だったんですが、自分で図面を引いて度量計算までして、1人、3億から5億をこなしてました。

この事業量が激減した中で、建設課の職員がそれだけの仕事量があるのか。本当に非常に疑問を感じるところです。その上また新しい課を分離させてつくるというのは、非常に不自然なことだろうと思ってますし、もう少し小さな役場小さな行政を目指して、逆に課の統廃合をやり、小さな行政にするべきだろうという意見を持っていますが、その辺どうお考えでございましょうか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一般質問の範疇だと思うんで、ちょっと回答は私は建設課を事業係と住宅とそれから都市計画を一緒に持つ。これを分けようということで、あとの課をどうするという形じゃございませんし、それぞれ専門的な形で1人ヘッドをつくっていかうと。そうしないと、建設課長が余りにも荷が重たいということで課を分けるものでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） これ都市計画と何とか分けると今言いましたが、違うでしょう。住宅と分けるんじゃないですか。住宅管理をと違うんですか、それ。違うの。そこで答えて。町営住宅の課をつくるんでしょう。都市計画じゃないんでしょう。

議長（田村 兼光君） 総務課、吉留君。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今回の都市政策課の申請につきましては、現在建設課にあります計画係と住宅係を分離独立させて、合わせてこれまでなかった一般住宅に関する施策もそこに担当させるということでございます。

ですから、町営住宅だけの担当課ということではございません。計画係も移しますので、計画係のほうが都市政策を担当いたします。（「都市計画は企画でやるんやないの」と呼ぶ者あり）

計画係は建設課の中に現在あるわけですが、人的配置の関係上、企画課の職員が兼務をしているという変則的な状態になっています。そういった問題も解消するというのが、目的でございます。

議長（田村 兼光君） 工藤君。

議員（4番 工藤 政由君） 都市計画なんか、企画なら企画に一本化したらどうなの。建設課に分けて、じゃ都市計画に関してはここに行け、その部分に関しては企画に行け、その部分に関しては建設課に行け。これまた事務煩雑になると思うんです。だから、窓口一本化したほうがいいんじゃないかと思えますけどね。どう思いますか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今のところは建設課の中で都市計画をやるということで、ずっとこれ合併以来やってきてますんで、これはこれで私はいいと思う。

ただし、去年のちょっと対象が多かったんで、企画の課長補佐を兼務させておったということで、これを完全に兼務を解いて、今度新しくできる都市政策課のほうにすべて人員、業務とも移すということで御理解を願いたいと思います。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 大筋はわかったんですけども、町長の答弁の中で、課を分けるというのは、例えば何か特別なそういう不備があったとかというようなのかなと思ったら、そうでもないみたいですね。聞いたら、建設課の課長の荷が重いとか、そんなのは職員としてどこの課もそういうものを背負ってやってるんじゃないんですか。課長補佐の兼務をとか、兼務をしている課長補佐で、結構僕の記憶だと思ったんです。ですから、それを一本化するみたいな今答弁でしたけど、それでなおさら課の風通しが悪くなったりとかということであれば、何か建

設課の中でも都市政策課と何とか分けたら、また風通しが悪くなったりとかいうようなことになると思うんで、今のこの御時世、本当にさっき工藤議員が言われるような少しずつ統合に向けてスリム化にして、職員の同時に資質を上げていく、力量を上げていくという方向に行くほうが当然の流れだと思うんですが、1点だけ何か不備があって課を分けたのかだけをお願いします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 別に不備とか何とかあるもんじゃございませんけど、一応、建設課の中に今広範な仕事があるんで、分けたほうがよからうという結論に達したんで、分けるように新しい。

そしてまた、個人の住宅の関係もここで取り扱おう。今まで個人の住宅については、取り扱う課があっち行ったりこっち行ったりでなかったわけでございますけれど、専門的に町内の住宅関係の仕事をここで一括して行くと、このような考え方で新しく都市政策課をつくるということで御理解願いたいと思います。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 今後、この課を今ふやすという条例ですけれども、今後の方針として、これ以上聞くと一般質問になってしまうんですけど、どんどんどんどん職員の数も減らしていくという町長の施策もある中で、一つ言いたいのは、企業誘致の課もつくって、職員が少なくなったら係にしてみたいな話をやってきているじゃないですか、今までです。

ですから、今度またふやすというのは、非常にそういうものに関しては逆行していると思うんです。

最後に1点だけ、今後、課をどういう形で統合していくのか、今のまま言ったら悪いですけど、何かだらだらいくのか。その辺の答弁だけ最後をお願いします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 課の統合という形は、今の時点では大幅な課の統合とかは考えておりませんが、基本的にはやっぱり仕事がやりやすい状態をつかっていくというのが、これが一番じゃないかなと思いますし、そののところでは随時検討しながらやっていくということで御理解していただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） いいですか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） この都市政策課の中に2番目に一般住宅に関する事というのが上がっておりますが、今町長が個人の住宅の関係も取り扱うと言われましたが、どういうことをされるのか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 個人の住宅で県からいろんな調査もんがあるわけですから、それがいろいろ

分かれた形でやっていて、庶務規定の中にぴしゃっとした形の取り扱いの課がなかったというふうなことで、この部分ははっきり明記をしたほうがよからうというふうなことで、例えばこれ総務課長のほうからちょっと答えて。

議長（田村 兼光君） 総務課、吉留君。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今、町長が言われました一般住宅に関するうち、特に耐震化、昨年の東北大地震を受けて、公有施設だけではなくて一般住宅についても耐震化を図りなさいというような国のほうの通達が来ております。じゃ、それを町内の一般住宅の耐震化をどこの課が図っていくのか。これ重要な問題ですけれども、そういった担当課も決まっておりましたので、今回のこの都市政策課にそれを担当させるということでございます。

木造の小規模住宅ということではなくて、アパートなんか特にこういった対象になると思われれます。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 今、耐震化を図るために一般住宅に関する項目を入れてというふうに言われましたが、そしてアパートだけのこと、小規模。

議長（田村 兼光君） 総務課、吉留君。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今、一つの例で申し上げたわけでございまして、それだけということではございません。まだ詳細は決まっておられません。よろしいでしょうか。

議長（田村 兼光君） 西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） そうすると、一般住宅に関することもこの課が行う。耐震化を一般住宅も進めるために取り組んでいくということで理解してよろしいですか。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 課をふやすということですが、人的なものはどうなるんですか。今は係として担当してますよね。そして、建設課の中に何人いるから何人の部署でかわると。新しく人を雇うとか、あと退職者をもう一度雇用するとか、そういうふうな考えはあるんですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には現人員で、先ほど企画に建設課の業務を兼務させておったということで、1名ぐらいの増員は必要になるろうかと思えますけど、限られた職員数でございますので、業務量を把握しながら配置をしていくという形で、現在、企画にしているこの1名は必ず持っていかなきゃいかんだろうと、このように考えております。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

議員（16番 西口 周治君） 非常にあそこの窓口も住民対応型なんです。苦情が結構あるん

です。言うことが窓口の前と後ろの役職の人は違ふと。前の窓口の人は一生懸命教えてくれるけれども、奥の人は全然そういうふうな把握してないということもありますので、あとは一般質問の中で織り交ぜて聞きたいとは思いますが、そういうふうなものも解消できるような方向性はあるんですか。

今の建設課長が楽をさせるために1個、課をふやそうかというのであれば、それは論外だと思うんです。じゃないで、余りにも職員とあとは住民との対話の中が悪いとか、そういうふうに分けていけないとできないとか、そういうんだったらわかるんですけど、建設課長に能力がないなら能力ないで適材適所の人員配置をやればいいだけの話だと私は思いますけど、どうですか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には合併して業務量が非常に公営住宅等も多くなっております。そういう形の中で、一つ独立をした課をつくったほうがいいかなという考え方と、都市計画の関係もございまして、これはこれでひとつぴしゃっとした形で都市政策課という名目の中でやっていこうということで、職員の能力が云々とかいう形じゃございませんので、御理解願いたいと思います。

議長（田村 兼光君） いいですか。塩田君。

議員（9番 塩田 文男君） 今聞く中では、もう全然要らないような感じです。ただ、それは建設課の中でちゃんとやって仕分けして、1、2、3でつくってやればできる話じゃないですか。何で課をふやすのか。全く今ずっと皆さんの話も町長の話も聞きました。課長の荷が重たいとか、ただそんなのは建設課の中で、あなたはここ、ここ、ここと改善すれば、もう全然問題ない、ふやすような課の話じゃないと思ってるんです。さっきから聞いて、どうしてこの政策が要るのかと。それと民間住宅、年間何件ぐらい、そういう県から来るんですか。そういうのをはっきり答えて、どうしてもふやさんとやれないんですという伝わるものが全くないんですけど、そんなの建設課の中で話し合いすれば、住宅係はここです、あっこです。そんなの当たり前の話じゃないですか。住民課だって、何出す、かに出す、いろいろ仕事はさまざまあるでしょうし、そんなの全然こんな係必要とは思えないんですけど、もっと必要なら必要らしい納得するような答弁してください。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 課が必要だから条例を提案したんです。必要でなければ出しません。これは今、企画課と建設課、それと環境課、三つどもえの事務で、上から今地方分権等で事務が流れが、文書が上からどっというんな形で流れています。そしてまた、住民の皆さんも住宅とか計画とか、そういう部分にあっち行け、こっち行けという形が出てきますんで、そういうことのないように住宅政策課を設置したわけです。

あくまでも住民の皆様には迷惑はかけないような形の課等設置条例で、またいろんな地方分権等でいろんな事務の流れ等が変わっていけば、やはり課、事務の統廃合はやっぱりその都度その都度やっぱり変えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。これだから、これを永久にその課じゃないといけないということじゃないと思いますので、やはり国・県・住民の皆様のご意見を総合的に合わせて、柔軟な姿勢で課等はつくっていく必要があるかなと思っております。

これについては、ぜひ住民の皆様には迷惑がかからんような課等でございますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元君。

議員（7番 吉元 成一君） 先ほどから聞いてますと、この案件については総務委員会に付託されるということになっていますが、こんなに推理的なことで、これはどうなってるんですかとか、そういう質問ならいいんですけど、それ以外の今は、これは自分の見解を言う必要ないんじゃないかと。それに対して執行部側も答える必要ないと思うんです。きょうは議案に対する質疑でしょう。やっぱり議会運営上、こういったルール破りのことをするんやったら、我々も厚生文教委員会に付託する案件で、そんな細部の事情とか自分の思い言うたら、切りなくあります。そういったことについては、できなかつたら、所管外だったら議案に載っていることで納得できないことは、要求して出席してもらおうというルールがあるやないですか。局長しっかりしてもらって、その点について議長に逐次相談して、発言をすべてにおいて言わないけんごとなりますよ、受け付けな意見こととなりますよ。

いいですか。議案の質疑というのは、一般質問とは違うでしょう。それやったら、事務事項について所管事項以外のこと、議案に載ってないことについては一般質問でやってくださいと。議会が始まったとき、言いませんでしたか、今回の議会でも。初日に議長が最後に言い渡したやないですか。資料等要求については、その都度所定の用紙をもって議会事務局を通してやってくださいと。

だれの質問がどうのこうのと言うと個人的なことになりますけれども、ずっと聞いていると、内容が事細かく自分の主観を交えた、そういったこと。それやったら一般質問で私はとか、例えば最後の討論でこういう理由で反対しますと、はっきり言ったらいいやないですか。これはきょうの質疑ですのような内容ではありません。

と思いますが、どうでしょうか。

議長（田村 兼光君） 吉元議員からありましたが、私も言いわけするんじゃないで、内心はありますけれども、やっぱり一応、だからいろいろありますので、今後ともこれからはそういう議題以外には当たるとははっきり言わないけれども、そういうことは控えていただき、範囲を超えないよ

うなことを求めて、余り自分の意見を出すようなことなく、各所管に付託するのでありますので、今後ともひとつそういうぐあいに、なるべく協力願います。

塩田君。

議員（9番 塩田 文男君） どこまで、今注意されたわけですが、わからんので議長、注意をしてください。ついつい未熟ですから超えてしまうところもあるかもしれませんが、先ほども言ったように、そういう形で必要なのかなという疑問です。

先ほど副町長が、必要だからつくるんですと言われたのも、それは事実必要だからつくるんでしょうけど、過去、新川町長は企業立地課というのをつくって、やっぱり廃止してますから、慎重に聞きたいなと、新しい課をつくるのに、継続してないわけです。過去1回しくじっておりますから、そういうことを踏まえて必要もないと、僕はそういうふうを考えてますんで、どこをどういう聞き方していいんかわからんようになった。

議長（田村 兼光君） あんたたちの言うこともわからんことないよ。一応、ちょっと質疑やけ正してくれたら、一応今度あれがあるじゃない。ま一回本会議もあるし、一般質問でもわからんときは微に入り細に入り。もうこれある程度言うてしもうたら、町長がこういうわけでこうするちゅうことをやっぱ答弁しよるじゃない。これ皆言わ、きょうでかなりのことやってしもうたら、もう委員会の付託も要らんごとなる。

吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） わからんから教えてくださいと言いましたんで、議会ルールは教えましょう。僕の知っている範囲で、間違っていたら間違っていると議長言ってください。

この議会が本3月定例議会が開催されるに当たって、議長のほうからちゃんと皆さんに通達をしております。議案に関する所管外のことについては、委員会で参考人、いわゆる該当課長あるいは担当者を書面をもって出席要請してください。それと、必要な資料があれば資料要求もしてください。これは議会運営委員会、築上町の議会が築上町が合併してできて議会が運営委員会の中で決めたことで、議員もルールとしてそれを認めたわけ。

だから、例えばこの件については、ちょっとこの点だけわからないんですが、これはどういうことですかと、課が必要なんですか、必要だから出しました。それは見解の相違でしょう。これは一般質問でお互いの意見をぶつけ合って論争するのも一つの手でしょう。それ以外だったら、詳しく掘り起こして聞きたかったら、所管外で総務委員会に付託されているわけですから、総務委員会に入っていない議員さん方は、答弁者として要求できるわけでしょう。できないんなら、これ理不尽ですよ、この議会は。

だから、そういった掘り下げたところまでのことは、僕はきょうの質疑でやるべきではないと言っているんです。議場の整理権は議長にありますんで、議長がはっきり打ち切る場合は打ち切

ってもいいと思うんです。

議長（田村 兼光君） もうこれは大体質疑やから、ちょっとこれはどういうわけですかと言うことをただしたら、それ以後のことでやるのがルールやけ、質疑やけどなっているかという聞いたら、町長が言うたらもうそれでしてもらって、次の委員会の付託のやつがあったときに、反対討論があればそこでやってもらうと。

お諮りします。時間はお昼になりましたけれども、また昼からするか、これ続行してしますか。（「続行」と呼ぶ者あり）続行します。

議員（4番 工藤 政由君） さっき吉元議員の意見ですけど、僕はこれ質疑ですから、こういう所管外のことはどこで言えばいいのかとなってしまいます。さっき書面出せば課長引っ張ってきて委員会でもできるというんですが、質疑なんですから、自分の意見を踏まえて、それで執行部がどう思うか。意見を聞きながら、どうしようかということをするのが、これが本当の議会だろうと思います。

だから、これがなくなってどこでやるのか。何をするのか。子供の学級会になってしまいかねません。だから、こういう議論は本会議で僕は大きいやるべきだろうと思いますし、議案から外れたことは今の僕の知り得る範囲で、皆さんの外的を外れた質問はしてないと思います。

だから、こういう議論は本会議で大きいやるのが、町民から付託された議員の務めだろうと、僕はそう思いますけど、どう思いますか。

議長（田村 兼光君） 工藤議員、質疑やから最初の質疑はいいわけやろう。こうしてどうするかと。質疑をするんじやから、答弁者がこうこうこうち言うたならば、それで納得してもらって、これは今度ある程度したら付託して、各委員会で話し合いをするんじゃないですか。そのときにまた委員長報告があって、いろいろあってする。それ以外には、今言うたように、聞きたいことはここで質疑をして、自分が不満があったやつは、今言うたような資料を出して自分たちのところでやってもらうと。

質疑やから、それは質疑はしてもいいけど、ある程度言うて、1回言うたら、例えば何でしたんかと言うたら、町長がこういうわけこうするち言うたならば、もうそこで自分たちがそれでしてもらって、悪かったら今言うたように、事務局に自分たちの委員会のときに来るようにしてもらってすりゃいいじゃない。

今これ言いよるところは総務委員会じゃけど、あんたたちの委員会のときに、このやつを資料提出してもらってそこでやってもらいたいと。

これ初日に議会運営委員長が皆さん方に説明しましたよ。だから、そのルールにのってひとつ皆さん方協力願います。

もういいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 1 号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 2 号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第 2 3 . 議案第 2 3 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 3 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 2 4 . 議案第 2 4 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 4 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 2 5 . 議案第 2 5 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 25 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 26 . 議案第 26 号

議長（田村 兼光君） 日程第 26、議案第 26 号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 26 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 27 . 議案第 27 号

議長（田村 兼光君） 日程第 27、議案第 27 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 27 号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第 28 . 議案第 28 号

議長（田村 兼光君） 日程第 28、議案第 28 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 28 号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第 29 . 議案第 29 号

議長（田村 兼光君） 日程第 29、議案第 29 号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 29 号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第 30 . 議案第 30 号

議長（田村 兼光君） 日程第 30、議案第 30 号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 30 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 31 . 議案第 31 号

議長（田村 兼光君） 日程第 31、議案第 31 号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 31 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 32 . 議案第 32 号

議長（田村 兼光君） 日程第 32、議案第 32 号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 32 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 33 . 議案第 33 号

議長（田村 兼光君） 日程第 33、議案第 33 号築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 3 3 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 3 4 . 議案第 3 4 号

議長（田村 兼光君） 日程第 3 4、議案第 3 4 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 3 4 号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第 3 5 . 議案第 3 5 号

議長（田村 兼光君） 日程第 3 5、議案第 3 5 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 3 5 号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第 3 6 . 議案第 3 6 号

議長（田村 兼光君） 日程第 3 6、議案第 3 6 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 3 6 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第 3 7 . 議案第 3 7 号

議長（田村 兼光君） 日程第 3 7、議案第 3 7 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第38・議案第38号

議長（田村 兼光君） 日程第38、議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

議員（5番 工藤 久司君） 議案第38号に対する質問です。一般質問にならないようにですね。

これは今までは直営で管理してたと思いますが、社会福祉協議会に指定管理をしております。まず、なぜ直営から社会福祉協議会になったのか。それと、社会福祉協議会に決まるまでの過程を教えてください。

議長（田村 兼光君） 福祉課、高橋君。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。まず、施設の導入に関しましては、築上町の嘱託職員それから臨時職員につきまして、築上町の任用に関する規定によりまして、嘱託職員は3年それから臨時職員につきましては半年ごとに公募の必要がございます。それにかかわりまして、保育士の資格者の安定した人員の確保がとても難しい状態でございます。

ですから、今年度23年度で嘱託職員、臨時職員としての雇用が3年間を経過する状態の中から、今回指定管理に踏み切りました。

それから、なぜ社会福祉協議会のほうにということでございますが、現在、築上町の社会福祉センターの分につきましては、社会福祉協議会のほうに指定管理をしております。それから、事業であります学童保育所、この事業の分につきましても、一時的でございますけれども、社協のほうで夏季の分について事業等を行っております。そういう事業についても認識があると思いますので、社会福祉協議会のほうに指定管理をしていただこうと考えております。よろしく願いいたします。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 内容はわかりました。指定管理を社会福祉協議会が児童館のほうの運営にも携わっておるし、一番は人員の件だと思うんですけれども、指定管理というのは、ほかに公募的なものということを実際したのか。ただ社協にそのまま指定管理をお願いしたのか。その点だけお願いします。

議長（田村 兼光君） 福祉課、高橋君。

福祉課長（高橋 美輝君） 福祉課、高橋でございます。指定管理の中に、条例の中に第2条1項のただし書きでございますが、公募を行わないことについての合理的な理由がある場合という項目がございます。その中で先ほど述べましたように、社協の中で夏季のみですけれども、独自に学童保育等をやっておりますので、そういう事業を運営していく上には、手法とか経験を生かすことができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

#### 日程第39・議案第39号

議長（田村 兼光君） 日程第39、議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

#### 日程第40・議案第40号

議長（田村 兼光君） 日程第40、議案第40号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

#### 日程第41・議案第41号

議長（田村 兼光君） 日程第41、議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、産業建設常任委員会に付託します。

#### 日程第42・議案第42号

議長（田村 兼光君） 日程第42、議案第42号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 1点だけお聞きします。

しいだサンコーに今までアグリパーク等の管理を委託していたわけなんですけど、しいだサンコーなんですけど、前はアグリパークが入ってたんですけど、アグリパークが今回指定管理されていないんです。アグリパークの指定管理はどうなっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） アグリパークは一応直営という形です。というのが、別途にしておくと、アグリパークと液肥の関係、有効的に人員が使えないという状況がございますので、直営で液肥とアグリパークを人員を有効的に使っていこうと、こういう考え方から一応直営でやるということで決定をして、一応指定管理者から外したわけでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第43、発議第1号航空自衛隊築城基地所属のF-2戦闘機機外タンク落下事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）についてから、日程第44、発議第2号航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決議（案）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号航空自衛隊築城基地所属のF-2戦闘機機外タンク落下事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）についてから、発議第2号航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決議（案）についてま

でを、委員会付託を省略し、本日即決することと決定しました。

### 日程第43．発議第1号

議長（田村 兼光君） 日程第43、発議第1号航空自衛隊築城基地所属のF - 2戦闘機機外タンク落下事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。事務局、進事務局長。

事務局長（進 克則君） 発議第1号、航空自衛隊築城基地所属のF - 2戦闘機機外タンク落下事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）について。

上記の決議案を、別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成24年3月8日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員西口周治、賛成者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員塩田昌生、賛成者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者築上町議会議員丸山年弘。築上町議会議長田村兼光殿。

議長（田村 兼光君） 提案者の説明を願います。吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 航空自衛隊築城基地所属F - 2戦闘機機外タンク落下事故に関する抗議と再発防止を求める決議の提案理由の説明を申し上げます。

平成24年2月16日午後4時47分ごろ、グアムの日米共同訓練に参加していました、築上町に位置する航空自衛隊築城基地の所属F - 2戦闘機の、両翼下の機外燃料タンク2本を海上に落下する事故があったことは、皆さんも御承知のとおりです。

その原因は、操縦者の誤操作によるものであるとされていますが、人や物への被害が起きなかったことが幸いではありますが、そういったことが起きれば、決して許されざることであります。この築城基地では、平成20年の9月11日、山口県見島沖で、F - 15戦闘機がエンジンストールに陥り、操縦者が緊急脱出、平成21年には、航空祭においてF - 15の尾翼部品が落下するなど等々、今日、いろんな、たび重なる航空機事故が起こっております。

我々は、基地周辺住民は、我々の基地周辺の住民は、墜落や落下事故の危険性が極めて高い地域に居住しており、大きな不安が、ますます広がると危惧するところであります。まことに遺憾であります。

基地として、日ごろの、安全確保に対する認識が、上層部を初め、現場を預かる基地関係者の安易な考えと、怠慢な行動が示すものととらえて、強く抗議するものであります。

よって、今後、このような事態を招かぬように喚起するため、再発防止に努めるよう、以下の事項について決議を求めるものでございます。

- 1、今回の事故調査結果について報告を速やかに提示すること、
- 2、今後の安全体制の確立に

向けて、具体的な事項を提示するとともに、再発防止に努めること、3、築城基地の安全確保を構築すること。

以上、決議するものであります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（田村 兼光君） 以上で、説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方 ほかにありませんね。これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第44・発議第2号

議長（田村 兼光君） 日程第44、発議第2号航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長（進 克則君） 発議第2号航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決議（案）について。

上記の決議案を、別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成24年3月8日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員西口周治、賛成者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員塩田昌生、賛成者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者築上町議会議員丸山年弘。築上町議会議長田村兼光殿。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 航空自衛隊松島基地所属ブルーインパルス飛行訓練の延長に関する決議に関する提案理由の説明を申し上げます。

さて、当地においては、松島基地所属のブルーインパルスが、飛行訓練が、昨年8月から築城

飛行場上空で実施され、当面の間とのことでしたが、協議もないまま、結果的には、23年度末まで実施が行われます。

早朝からの訓練で、週3回から5回程度、各2機から6機の編隊による低空飛行、宙返りや急上昇、急降下など、曲芸飛行訓練が実施されています。

今回、2月17日、防衛省より、震災以降、松島基地の早期復興を目指しつつ、部隊を早期に戻すよう努力してまいりましたが、今なお、松島基地は、部隊を戻して運用を再開し得る状態ではないと報告があり、また、24年度も、引き続き築城基地における飛行訓練を継続することに、御理解をいただくものです。現時点では、明確な訓練終了を伝えることができる状態にありませんと、十分な協議もなく、町執行部に説明があったと聞いております。

以上のことは、築城基地を抱える築上町住民に置かれている状況を理解せず、踏みにじる行為であり、到底理解できるものではありません。一方的な行為に対して、強く抗議するものであります。つきましては、住民の置かれている状況をかんがみ、以下のことについて、築上町議会は求めるものです。

1、地域住民との話し合いを持つこと、2、一方的に押しつけをしないこと、3、基地を抱える築上町住民の置かれている状況を十分に理解すること、4、築城基地に起因する対策について速やかに実行すること。

以上を決議するものであります。どうか、皆さん、慎重に審議され、よろしく願いいたします。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第45．意見書案第1号

議長（田村 兼光君） 日程第45、意見書案第1号東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長（進 克則君） 意見書案第1号東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について。

上記の意見書案を、別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成24年3月8日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員丸山年弘。築上町議会議長田村兼光殿。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書。

昨年6月に、私、一般質問させてもらった内容と同じ内容のことなんですけれども、皆さん御存じのように、当時、高速道路無料化ということで、やはり、お客さんが来なくなったと、打撃を受けたという経緯もあります。しかしながら、東九州自動車道を推進し、早く、高速道路が、一日も早くできることを願いながら考えたのが、この、まれにない、この、みやこインターから椎田南インターまで10.3キロという形の、この短距離の中で、4つのインターが存在する。これ、全国でもまれに例がない地域。

ここを生かして、こういった、下車をして、下車にならないと、一定時間をいただいて、そういう形のことのできないかということで、ぜひ、そうすることによって、築上町を知らない人が下車してくる。そして、九州全域のサービスエリアに広告等、築上町の物産等、打っていけるんじゃないかと、そういう思い、築上町全体がハイウェイオアシスになることを願っての意見書でございます。

ぜひ、審議の上、採択をいただきたいと思います。

つけ加えて、ETCシステムで、現在、そういうふうに、うちと 中身違うんですけども、システムとして、おりて、下車して、上って、またなってるという地区は、今、北九州と福岡の都市高速で工事区間内のことで、現実に行われております。それと、まあ、そういうこととはちょっと別ですけど、システム上は問題はないはずなんで、ぜひ、皆さん、御審議の上、町を挙げて、上げていっていただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第1号は、総務常任委員会に付託します。

議員（15番 武道 修司君） 議長、この案件は、産業振興等を踏まえてますんで、道路の関係もありますんで、産業建設で付託するのが流れではないかと思いますが、どうですか。総務じゃなくて産建じゃないかなというような……。

議長（田村 兼光君） まあ、今度の場合はこれでいって、こん次、いろんなときがあるときは、1回話し合つて、することにせえや。（発言する者あり）（「よけりゃいい、その、産建の方の意見」と呼ぶ者あり）どうかね。

議員（12番 中島 英夫君） あのですね、どっちでもいいんですよ。総務でも産建でも、私はいいと思うとる。

議長（田村 兼光君） ほやけね、もう、簡単に、さっさと、いくごと言うてくれいや、もう。もう、今日、今度の場合はもうこれでいこうや。

じゃあ、お願いします。（発言する者あり）今の件は、今議会は、これでいかしてもらいます。よろしくお願いします。

#### 日程第46．意見書案第2号

議長（田村 兼光君） 日程第46、意見書案第2号子ども・子育て新システムに関する意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。事務局、進局長。

事務局長（進 克則君） 意見書案第2号子ども・子育て新システムに関する意見書（案）について。

上記の意見書案を、別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成24年3月8日、提出者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、築上町議会議員塩田文男。築上町議会議長田村兼光殿。

議長（田村 兼光君） 西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 意見書案第2号の、子ども・子育て新システムに関する意見書（案）の提案理由を申し上げます。

子供たちは、どんな地域、どんな家庭に生まれても、健やかに育つ権利が、等しく保障されていなければなりません。子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめが提出されましたが、この保育制度改革案は、直接契約、直接補助方式を導入し、公的責任の縮小、保護者負担増など、国民の願いとは逆行する内容となっております。多くの保育所、運営者からも反対の声が上がっております。地方における条例化が決定され、このままでは財政状況も厳しい中、市町村の保育実施責任をも、大幅に後退させる結果となりかねません。

国におかれましては、保育制度改革を拙速に進めるのではなく、子供の健やかな成長、発展を育むことを最優先とし、国と地方自治体の責任のもと、現行保育制度の充実を図るよう、お願い申し上げます。

以上が提案理由です。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

#### 日程第47．請願第1号

議長（田村 兼光君） 日程第47、請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、紹介議員の説明を求めます。事務局、進君。

事務局長（進 克則君） 請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書。

築上町議会議長田村兼光殿、請願者、治安維持法犠牲者国賠同盟京築支部支部長平塚新吾、紹介議員、西畑イツミ。

以上です。

議長（田村 兼光君） 西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書の請願理由を申し上げます。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃棄されました。この法律によって処罰された人々は、無罪とされましたが、政府は、謝罪も賠償もしていません。国が治安維持法犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求めるものです。

この請願の趣旨に御理解をいただきまして、御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。宮下議員。

議員（2番 宮下 久雄君） 別添の意見書案とありますけども、これ、どこについておりますか。

議長（田村 兼光君） 宮下議員、この前、議運のときに、協議した結果、これが済んでから出すということで、今回はつけてないらしい。

議員（２番 宮下 久雄君） それじゃ、ちょっと、請願の内容がわからんじゃないですか、むしろに。（「内容がわからん」と呼ぶ者あり）

議長（田村 兼光君） ちょっと待って。

議員（２番 宮下 久雄君） 請願項目っていうのは、別添の意見書案がないと、請願項目にならないのですよ。

議員（１０番 西畑イツミ君） 意見書案に（ ）。（発言する者あり）（「これも添付資料でつけにゃいけんやろ」「これほど、これほどあんた、法を制定する（ ）」「と呼ぶ者あり）要るときには出せませぬ。（「いや、わかちよる」「いや、だつてつけないけんやろ、審議できんけ」と呼ぶ者あり）ああ、ついてないけえ。（発言する者あり）（「詳しい内容がわからんとね」と呼ぶ者あり）事務局には、この意見書案をつけて出しました。（発言する者あり）（「こういう大事なもの、中身もわからんで、できるものか」と呼ぶ者あり）

議長（田村 兼光君） まあ、あの……。 （発言する者あり）（「総務やなかろうかの、付託」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「法の制定」と呼ぶ者あり）何か言いよるか。（発言する者あり）ただいまの案件につきましては、議長が不認識でございます、まことに御迷惑をかけまして、おわび申し上げます。

ほいで、この、今の、委員会には、お諮りしますけど、今、厚生文教常任委員会になつちよるけど、総務常任委員会にしてもいいですかね。（「そうしていただきたいです」と呼ぶ者あり）

議長（田村 兼光君） じゃあ、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第１号は、総務常任委員会に付託いたします。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局の所定の様式で申し出てください。お願いします。

議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで散会します。どうも不手際で、御迷惑かけました。

午後 0 時 38 分散会